

令和6年2月（第1回）

奈良県葛城地区清掃事務組合
議 会 定 例 会 会 議 録

奈良県葛城地区清掃事務組合議会

令和6年2月5日

第1回奈良県葛城地区清掃事務組合議会定例会会議録

奈良県葛城地区清掃事務組合議会

目 次

月・日	件 名	頁
2月5日	開会宣言 -----	3
	管理者招集あいさつ -----	3
	開議宣言 -----	4
	会議録署名議員の指名（藤井本議員・仲本議員） -----	4
	会期決定（1日間） -----	4
	日程第1 一般質問 -----	4
	日程第2 奈良県葛城地区清掃事務組合議会随意契約及び委託料支出調査 特別委員会委員長中間報告（報告） -----	8
	日程第3 議第1号 令和5年度奈良県葛城地区清掃事務組合一般会計補正予算 （第1号）について（原案可決） -----	10
	日程第4 議第2号 令和6年度奈良県葛城地区清掃事務組合一般会計予算につ いて（原案可決） -----	11
	追加日程第1 議会議案第1号 汚水処理事業の効率的かつ持続可能な事業運営に 関する意見書について（原案可決） -----	17
	追加日程第2 議会議案第2号 奈良県葛城地区清掃事務組合議会の議員の議員報酬 及び費用弁償に関する条例の一部改正について（原 案可決） -----	17
	追加日程第3 議会議案第3号 奈良県葛城地区清掃事務組合議会随意契約及び委託 料支出調査特別委員会条例の一部改正について（原 案可決） -----	22
	閉会宣言 -----	24

令和6年2月（第1回）奈良県葛城地区清掃事務組合議会定例会

日 時 令和6年2月5日（月） 午後2時開議

議事日程

- 第1 一般質問
- 第2 奈良県葛城地区清掃事務組合議会随意契約及び委託料支出調査特別委員会委員長
中間報告
- 第3 議第1号 令和5年度奈良県葛城地区清掃事務組合一般会計補正予算（第1号）
について
- 第4 議第2号 令和6年度奈良県葛城地区清掃事務組合一般会計予算について

本日の会議に付した事件

- 第1 日程第1 一般質問
 - 第2 日程第2 （報告・質疑）
 - 第3 日程第3 （説明・質疑・討論・原案可決）
 - 第4 日程第4 （説明・質疑・討論・原案可決）
- 追加日程第1 議会議案第1号 汚水処理事業の効率的かつ持続可能な事業運営に関する意見書について（説明・質疑・討論・原案可決）
- 追加日程第2 議会議案第2号 奈良県葛城地区清掃事務組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について（説明・質疑・討論・原案可決）
- 追加日程第3 議会議案第3号 奈良県葛城地区清掃事務組合議会随意契約及び委託料支出調査特別委員会条例の一部改正について

出席議員（19名）

- | | |
|----------|----------|
| 1番 川村優子 | 2番 藤井本浩 |
| 3番 柴田三乃 | 5番 岡田康則 |
| 6番 遠山健太郎 | 7番 竹中亮造 |
| 8番 山村美咲子 | 9番 吉村裕之 |
| 10番 森本尚順 | 11番 弓場義文 |
| 12番 仲本博文 | 13番 沖優子 |
| 14番 松岡成行 | 15番 川田裕 |
| 16番 中谷一輝 | 17番 木下充啓 |
| 18番 南満 | 19番 池田靖幸 |
| 20番 川本雅樹 | |

欠席議員（1名）

4番 疋田俊文

説明のため出席した者

管理者 東川 裕

副管理者 堀内 大造

副管理者 山村 吉由

事務局長 中井戸 開広

議場に参加した市町長

香芝市長 福岡 憲宏

葛城市長 阿古 和彦

上牧町長 今中 富夫

王寺町長 平井 康之

河合町長 森川 喜之

議場に参加した事務職員

議会事務局長 木下 嘉敏

書記 新澤 健嗣

書記 森 幸也

速記者 床田 容子

午後2時3分開会

○議長（南満） お待たせいたしました。ただいまの出席議員数は19名で定足数に達しておりますので、会議を始めさせていただきます。どうか各位におかれましては、議事運営に格段のご協力をいただきますようよろしくお願いをいたします。

議席は、奈良県葛城地区清掃事務組合議会会議規則第4条の規定により、議長より指名いたします。議席は、ただいまご着席の議席を指定いたします。

それでは、ただいまより令和6年2月奈良県葛城地区清掃事務組合議会定例会を開会いたします。

○議長（南満） 管理者より招集の挨拶がございます。管理者。

○管理者（東川裕） 本日2月議会定例会のご案内を申し上げますところ、議員皆様方には公私とも何かとご多忙の折にもかかわりませずご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

また、平素は本組合の管理運営につきまして、それぞれのお立場から特段のお力添えを賜り厚く御礼を申し上げます。

令和6年1月1日に発生いたしました能登半島地震から1か月が経過しましたが、今回の地震によりお亡くなりになられた方々に対し衷心より哀悼の意を表しますとともに、被害に遭われました方々に心からお見舞いを申し上げます。また、いまだに安否不明の方もおられるとのことですが、一刻も早い復興、復旧されることをお祈り申し上げます。

さて、本定例会に上程させていただいておりますのは、令和5年度組合一般会計補正予算（第1号）及び令和6年度組合一般会計予算の2案件でございます。

それぞれの案件につきましては、上程の都度具体的にご説明申し上げる運びとなっております。何とぞ慎重にご審議をいただき、適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、私の招集の挨拶とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（南満） それでは、会議に入ります前に、新しく本組合議会議員にご就任いただきました各位をご紹介します。

葛城市議会議員、川村優子議員をご紹介します。

○1番（川村優子） 川村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（南満） 葛城市議会議員、藤井本浩議員をご紹介します。

○2番（藤井本浩） この会議は5年ぶりぐらいになります。どうぞよろしくお願い致します。藤井本です。

○議長（南満） 葛城市議会議員、柴田三乃議員をご紹介します。

○3番（柴田三乃） 柴田三乃でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（南満） ただいまご紹介いたしました各位におかれましては、今後、本組合発展のため、格段のご協力をお願い申し上げます。

○議長（南満） これより本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名について

○議長（南満） 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により

2 番 藤井本 浩 議員

12 番 仲本 博文 議員

の両議員を指名いたします。ご了承願います。

会期について

○議長（南満） 次に、会期について、お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日といたしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南満） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

次に、随意契約及び委託料支出調査特別委員会委員について、市議会の役員改選により葛城市議会梨本洪珪議員より川村優子議員へ交代されたことに伴い、昨年11月21日付で葛城市議会川村優子議員を委員に指名いたしましたので、ご報告申し上げます。

次に、監査委員より、定期監査結果報告書並びに月例出納検査結果報告が提出されております。お手元に配付しておりますので、ご清覧おき願います。

○議長（南満） これより日程に入ります。

日程第1 一般質問

○議長（南満） 日程第1、一般質問を行います。

通告順により、12番仲本博文議員の発言を許します。12番仲本博文議員。

○12番（仲本博文） ただいま議長のお許しをいただきましたので、通告どおりし尿の運搬業務について質問いたします。

皆さんは知っておられると思いますが、本組合におきましては御所市さんだけが独自で運送業者と運搬業務の契約をし、予算を削減することができております。これはとてもすばらしいことだと思います。でも、3市4町は今も組合経由で契約をしており、何も変わりありません。

そこで、質問なのですが、管理者は御所市市長なのですが、理事者会議のときに3市4町の首長に運送料金が下がったことの報告や今後の運送業務の在り方の提案はされているのかいのかお聞かせください。それが1点です。

それと、これは予算にも関連するのですが、昨年の2月議会で川田議員より指摘があった逸失利益400円ですが、今年度の予算でどのように変わったのかお聞かせください。

私は見たところ変わってないのかなと思います。

ぜひともこの2点、よろしく願いいたします。

○議長（南満） 管理者。

○管理者（東川裕） 失礼します。

仲本議員のご質問にお答えをさせていただきます。

し尿運搬業務につきましては、平成14年度末日をもちましてし尿海洋投入処分を廃止することに伴うし尿海洋投入処分委託業務廃止に係る補償に関することについて、合特法の趣旨に準拠して現運搬業者と覚書を交わしております。この覚書に伴い、アクアセンター設立時から陸上運搬業務につきましては補償に対する代替業務としてし尿運搬業者との随意契約による委託業務として継続をしております。この組合事務について組合議会から運搬業務の単価、随意契約の理由等について疑義があると指摘されまして、組合議会に随意契約の正当性及び委託料の支出の適正性を調査するため特別委員会が設置されました。現在特別委員会で調査等を継続されていますので、組合といたしましては特別委員会からの答申等をいただいた後、当業務の契約方法等について組合の重要事項等の意思決定機関でございます運営協議会に諮っていきたいと考えております。御所市が抜けて運搬料が下がったということについては、首長会議、運営協議会の中でもお話をさせていただきました。

それと、逸失利益の部分につきましては、おっしゃるとおり現在では予算には、以前と同じような形になっておりますけれども、これにつきまして、運搬のその料金、本体の部分も加えまして改めてまた業者と契約の交渉をしたいというふうには考えております。ただ、本予算につきましては去年と同じような予算で出てるということでございます。

○議長（南満） 12番仲本議員。

○12番（仲本博文） 答弁ありがとうございます。そこでなんですが、今会議では言ったと言って、この今後の運送業務の在り方とかの提案とかは全然されてなかったのでしょうか、もし、されておったと思うんですけど、された中でほかの首長の考えというのがいろいろあったと思うんですけど、そのことももし会議の中で触れられておるんであったら教えてほしいなと思います。

○議長（南満） 管理者。

○管理者（東川裕） 運営協議会の中で具体的にこうしようというような議論は、残念ながら今のところはまだできておりません。ただ、ご存じのように特別委員会の中でいろんな議論はしていただいております。そこでも、また後ほど中間報告があろうかなというふうに思いますけれども、その趣旨に鑑みまして、その内容も参考にさせていただきながら改めて運営協議会で今後について諮っていきたいというふうに思っております。ちょっと長くなりますけれども、この今アクアセンターでやってる業務自体を、し尿の処理についてですけれども、これは後ほど報告させていただきますけれども、地元から今後20年で止めろというような報告もいただいております。それにつきましては、奈良県のほうにも今後のやり方についていろんな知恵をいただくというような話で今交渉をさせていただ

ております。運搬業務につきましてはそれ以前の話でございますので、とにかく委員会の答申等を参考にさせていただきながら協議を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（南満） 12番仲本議員。

○12番（仲本博文） 今回の答弁を聞かせてもらったなら、とにかくこの委員会、委員会、特別委員会を前に立てて言っとるようなんですけど、理事者同士の話の中で、御所市さんは当然安くなってますね、その金額からいったら、大和高田市にしたら年間で今年のキロ数に割ったら約1,424万円、御所市さんと同じ金額でされたら安くなるわけなんですよ。そのことを踏まえていけば、いろいろな地域とか町もあると思うんですけど、それに合わない場所もあると思うんですけど、その辺はもっと公平的に、公正公平というか、もっと平等的に考えていってしてもらえたらもっと各市が安く、予算をつけることなくいけるのかなと思うんですけど、その会議とかは全然してないんですか、会議と言う言葉がおかしいですけど、運搬に関してじゃなくて予算を下げようよとかというふうな、そんな。御所市もこんだけ下がったんやから、例えばね、御所市さんは下がったでしょ、御所市は下がったやん、この分をみんなで分配しましょうかとか、そんな意見は言ってないですか。

○議長（南満） 管理者。

○管理者（東川裕） 具体的に首長の中ではその話は出ていないのが現実でございます。ただ、委員会、委員会という話ですけども、委員会の中でかなり突っ込んだお話もしていただいております。後ほどもあろうかと思っておりますけれども、いずれにしても市民、町民の利益のために少しでも安全で安くというのが基本かなと思っておりますので、その辺につきましては特に令和6年度中にいろいろと展開をさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（南満） 12番仲本議員。

○12番（仲本博文） その辺はしっかりと協議をしてください。

それと、先ほどの2つ目の質問なんですけれども、逸失利益が400円、200円、400円といろいろあったと思うんですけど、それはこの委員会の結果を見ないと理事者側では何もしないのですか、そのことに対して弁護士に聞いたとか聞かないとかと言っとるんですけど、そういうことじゃなくて、少しでも安くしようかなとかということ、努力はしてないのかと思うんですけど、これ、予算でももっと下がってくるのであれば前回の2月の一般質問のこととかも反映されたのかと思うんですけど、とにかく委員会の話が結論が出ないと、委員会が何もなかったら下げる気がないのかなというふうにとってしまいうんですよね、その辺はどうなんですか。

○議長（南満） 管理者。

○管理者（東川裕） 実は、まず根本の話といたしまして、この運送業務に関しましては合特法がもう終わってるよという、10年以上経過しておりますし、合特法についてはもう終わってるよということは業者さんのほうに宣言をさせていただいております。それ

と、業者さんのほうからは令和5年度の予算の際に人件費そして燃料費等が上がっている
ので値段を上げてほしいというような交渉がございましたけれども、そのときはそういう
ことも鑑みまして一定同じような値段でやってくれという交渉はさせていただきました。
また、以前にも、もう4年ほど前になると思いますけれども、交渉の中で何とか安くでき
ないのかという話があったときには、トン当たりたしか100円だったと思いますけれど
も、それぐらいの値段を下げたという実績がございます。いずれにしても、これ、
委員会がどうのこうのではなくて、おっしゃるように少しでも安価で安全な運搬とい
うのが大切になってきますので、その辺は管理者として、これは組合の事務になってお
りますので、管理者としてしっかりと交渉を重ねていきたいというふうに考えております。

○議長（南満） 12番仲本議員。

○12番（仲本博文） なかなか下げるのは難しいというところで、私からの少し提案な
んですけど、これを競争性のあることで、いろいろ聞いておいたら一般競争入札は難し
いんじゃないのかなとかということはあると思うんですけど、別にどこの業者がしてもいい
んですよ、御所市さんと同じぐらいの金額になるような方法をやっぱり考えていただき
たい、議員としてやっぱり市民のために少しでも役に立ちたいということからね。その
辺で、今後、今年はこの予算がついとると思うんですけど、今後どのようにしていきたい
のか、その委員会の結論、今の委員会に関してはまた全然違いますやんか、合特法の関係で
逸失利益のことに言っておりますけど。そうじゃなくて、もっと単価を下げる方
法、先ほど聞いたらまだ単価を上げてくれって言われとると。御所市さんがしておるこ
は単価を上げてとも何も言われてないと思うんですよ、まだね、そこに対してこういう
組合で言われておることはちょっとおかしいじゃないのかなと。それを同じ単価でしてく
れと自慢げに言っとるけど、こんなんは当たり前のことですやんか。もっと普通なら、御
所市がこれぐらいでやっとなねんからこれぐらいまで下げれるはずでしょという交渉はさ
れたのかされてないのか。

○議長（南満） 管理者。

○管理者（東川裕） 実は、合特に関してもう終わりましたよという文書を出して、それ
を承知いたしました、確認しましたという返しの文書を請求しておりますけれども、それ
は現在に至っても頂いておらないという現状でございます。ただ、おっしゃるように、そ
れに関しましては私も、これ、組合の事務になっております以上、管理者という立場で交
渉をしっかりとさせていただきます。ただ、これも、御所と同じようにっていうのはちょ
っと難しく、例えば王寺と御所は距離が違いますのでその辺をどういうふうに調整して
いくかというのが課題になってこようかなというふうに思いますけれども、少しでも安心
で安くっていうのがもちろん基本だと思いますので、今後しっかりと交渉をさせていただ
きたいというふうに思います。

○議長（南満） 12番仲本議員。

○12番（仲本博文） 今の、管理者はこの業務をみんな知っておられるということなん
で、例えば、これも人の揚げ足を拾うようで悪いんですけども、これが組合の交渉にな

って安くなるとなったときに、御所市さんだけ独りで抜けたような形になつるので、まずそれ、同じように組合の中に入ってそれを均一にするという、そんな計画もあるんですかね。

○議長（南満） 管理者。

○管理者（東川裕） 一般廃棄物の運搬というのはなかなかいろいろな絡みがあるのかなというふうに思うのが現実ですけれども、それがいいのかどうかも含めて検討させていただきたいというのが答えになろうかなというふうに思います。

ちなみに、御所市が抜けた理由というのは、以前高田にありました緑樹園に今御所市がし尿を収集している業者さんがそのまま4トン車で運んでたというような事実がございます。そこに海洋投棄が必要になったので、船を持っている3社に対して海洋投棄をお願いしたという段階がありました。その後何年かしてから海洋投棄が禁止になったということで、今度はその3社に合特の趣旨を鑑みて運搬業務をお願いしたと、その間はその4トン車で運んでた業務が止まったと、10年たつて合特の趣旨もなくなりましたので元に戻したというのが本意のところでございます。そういうこともしっかりと各市町と協議を重ねながら、私一人ではあれだと思しますので、各市町と連携をさせていただきながら少しでも市民、町民のためになるように努めてまいりたいと考えております。

○議長（南満） 12番仲本議員。

○12番（仲本博文） これは最後の要望になるんですけど、今管理者も言っておられたようにみんなとしっかり協議をしていただいて少しでも安く、御所市さんと同じにはならないにしろ、特に王寺さんとかは遠いと思うんでね、それに近い金額に寄り添ってもらえるような運送業者を探してもらえるように要望しておきます。

以上です。ありがとうございました。

○議長（南満） 以上で12番仲本博文議員の一般質問を終わります。

日程第2 奈良県葛城地区清掃事務組合議会随意契約及び委託料支出調査特別委員会委員長中間報告

○議長（南満） 次に、日程第2、随意契約及び委託料支出調査特別委員会において調査中の件については、会議規則第46条第2項の規定により同特別委員会より中間報告を行いたいとの申出がありましたので、この際これを許します。川田裕委員長、よろしく願いをいたします。川田裕委員長。

○15番（川田裕） 議長のお許しをいただきましたので、葛城地区清掃事務組合議会の随意契約及び委託料調査特別委員会における審査等の中間報告を行います。

議会休会中において審議等の行いは、令和5年12月22日に第4回特別委員会を開催、令和6年1月31日に第5回特別委員会を開催いたしました。

第4回の審査等では、休会中の調査といたしまして、各中継基地の容量等の確認とその処理量は5万647キロリットル、単価3,400円の計算で約1億7,000万円の委託料が発生している確認事項の報告を行いました。また、し尿収集業務の企業等の調査で

は、大手に至ってはアクアまでの運搬に必要となる10トン運搬車は所有しており、運搬能力は確保されてると回答を受けていることを報告させていただきました。続いて、中継基地からの運搬に係る業務において地元業者またはその他業者の運搬能力の実証ができた場合、本組合と中継基地の使用に関する契約内容等の確認は必要であり、その調査は引き続き行うことといたしました。管理者から既存の中継基地から運搬業者に対しての本議会における審議の内容を申し上げた上で調査を行うとの報告がございました。また、合理化法に係る補償関係の契約は現在終了していることを相手方の業者に書面にて既に通達しているとの報告もございました。それに対して委員から払い過ぎの内容について説明を求められ、中継基地からアクア基地までの運搬単価3,600円の約束であり、その他金銭補償も含め、各社に既に8,000万円の補償を行う覚書による約束がなされていた旨の説明を行いました。ただし、既に時効にかかる問題もあることから時効にかからない金員についての協議は必要とする旨の報告を行いました。その他管理者からし尿施設の今後の在り方等の説明を受け、休会中の調査においては管理者と委員長に一任する旨の承諾があり、第4回特別委員会は終了いたしました。

次に、令和6年1月31日に開催されました特別委員会の報告を行います。

議第1としては、本会議において、委員会から提出をさせていただいております汚水処理事業の効率的かつ持続可能な事業運営に関する意見書案についてご審議を願いました。意見書の趣旨の説明を行い、特別委員会の全会一致で特別委員会からの意見書を提出することを可決いたしました。

議第2としましては、本日提出させていただいております奈良県葛城地区清掃事務組合の議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についての案をご審議いただきました。理由は、特別委員会の報酬等の規定が設けられておらず、その改正を行う旨の説明を行いました。本改正案については、特別委員会全会一致の賛成で可決いたしました。

議第3としましては、休会中の調査事項として各中継基地の契約内容について報告を行いました。契約の内容について、中継基地から運搬に関して仮に運搬業者の変更があった場合においてもそれを制約することはないとの解釈を報告いたしました。

最後に、議第4として、組合に対する確認事項について管理者から回答及び今後の取組についての回答を求めました。

まず1番目に、中継基地からアクアまでのし尿運搬業務についての随意契約の合法性について確認を行いました。管理者からは、弁護士への確認もあり、福祉向上に大きな影響を与える事業であり、また特殊性も鑑み、委託契約に対する随意契約に関しては問題がない旨の回答がありました。

次に、2点目に、覚書事項に関する過払いの返還請求等についての確認を行いました。管理者からは、毎年度において契約による委託を行っており、補償等とは別と考えてる旨の説明がありました。委員から、その理論なら払い過ぎの金員について値上げを行っていた理論になり矛盾があることから、再度組合の立場から法的確認を行う意見がございました。

た。

最後に、3点目として、現在中継運搬事業の単価積算の再提出についてを議題といたしました。管理者から、単価の適正性についてその積算に不明があることから、業者に対し提出を求めるとの回答がありました。

以上で第5回特別委員会は終了いたしました。特別委員会の中間報告とさせていただきます。

以上です。

○議長（南満） ただいまの報告に対しまして質疑をお受けいたします。

ございますでしょうか。10番森本議員。

○10番（森本尚順） ただいまの報告に対しまして質疑をさせていただきます。

日頃は委員会の川田委員長をはじめ、また委員の皆様方には何かとお忙しい中、委員会でいろいろ協議していただいておりますこと、まずは厚く御礼申し上げます。

質疑なんですけど、この特別委員会はあとどれぐらいで調査が完了すると考えておられるでしょうか。

○議長（南満） 川田議員。

○15番（川田裕） 委員会の中間報告ということでございますので、そのような審議は現在まだ行っておりません。ただ、進捗状況といたしまして、大体おおむねの調査事項というものの確認が取れておりますが、まだ一部取れていないところもございまして、それらの完了次第大体この目的は到達するのではないかと、このように考えております。

以上です。

○議長（南満） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南満） ないようでございますので、質疑を打ち切ります。

引き続き調査をお願いいたします。

日程第3 議第1号 令和5年度奈良県葛城地区清掃事務組合一般会計補正予算 (第1号) について

○議長（南満） 次に、日程第3、議第1号令和5年度奈良県葛城地区清掃事務組合一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

議案の朗読を省略して、管理者の説明を求めます。管理者。

○管理者（東川裕） ただいま上程になりました議第1号令和5年度奈良県葛城地区清掃事務組合一般会計補正予算（第1号）についてをご説明申し上げます。

議案書の1ページをお開き願います。

補正予算（第1号）では、歳入歳出予算の総額13億7,854万円から歳入歳出それぞれ849万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億7,004万6,000円としております。

補正予算の概要をご説明申し上げますので、議案書8ページをお開き願います。

令和元年度より年度末に確定する組合各市町のし尿処理量をもって当年度の分担金を精算することにしておりますが、直近の1月から12月の処理量、見込み量ですけれども、を基に算出したところ、現時点で増額となる市町が発生したため、精算準備として支出不用額を減額し、分担金を下げる調整を行いました。

また、第5款繰入金では、環境整備基金を財源としている公園舗装改修工事に伴う測量設計業務の金額確定による繰入金の減額を行っております。

次に、10ページをお開き願います。

歳出では、主に第1款議会費で備品購入費等、第2款総務費での調査等委託料等を減額補正いたしました。

なお、年度末において分担金が増額精算となった市町が発生した場合には、財政調整基金で調整させていただき予定でございます。

以上、大変簡単ではございますが、令和5年度奈良県葛城地区清掃事務組合一般会計補正予算（第1号）につきましてご説明申し上げます。どうかよろしくご審議の上、適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（南満） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南満） 質疑もないようですので、これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南満） 討論もないようでございますので、これより本件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南満） ご異議なしと認めます。よって、本件を原案どおり可決することに決しました。

日程第4 議第2号 令和6年度奈良県葛城地区清掃事務組合一般会計予算について

○議長（南満） 次に、日程第4、議第2号令和6年度奈良県葛城地区清掃事務組合一般会計予算についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、管理者の説明を求めます。管理者。

○管理者（東川裕） ただいま上程になりました議第2号令和6年度奈良県葛城地区清掃事務組合一般会計予算についてをご説明申し上げます。

別冊となっております予算書の1ページをお開き願います。

令和6年度組合一般会計歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ13億6,967万円と定めるものでございます。

予算の総額は、前年度と比較しまして887万円の減額となっております。これは、予

備費を減額したことが主な原因となっております。

それでは、歳入歳出の概要を款別にご説明申し上げます。

予算書の8ページをお開き願います。

歳入、第1款分担金及び負担金では、11億7,817万6,000円を各市町の負担割合に応じて説明欄に掲げます額をご負担願うもので、22ページから23ページに組合市町分担金算定資料を記載しております。

分担金の額は、前年度と比較しまして1,235万5,000円の減額となっております。

次に、第2款財産収入では、財政調整基金及び補修費基金等の利子収入を計上しております。

次に、第4款諸収入では、歳計及び歳計外現金に係ります銀行預金利子、1町2村からのし尿処分料、かもきみの湯指定管理者からの施設利用料及びコピー代金である複写機使用料を計上しております。

次に、10ページから11ページの第5款繰入金では、アクアセンターの補修経費に8,800万円を、かもきみの湯第1源泉深井戸水中ポンプ改修工事及びごろごろ広場汚水排水ポンプ改修工事等の改修工事に3,223万9,000円を充当する目的で合計1億2,023万9,000円をし尿処理施設等補修費基金繰入金及び環境整備基金繰入金として計上しております。

続きまして、予算書12ページから13ページの歳出についてご説明申し上げます。

まず、第1款議会費では、議会運営に係ります経費83万3,000円を計上させていただきます。

次に、第2款総務費では、第1目一般管理費において、管理者の附属機関に関する報酬、組合運営事務経費、組合派遣職員に係る人件費負担金等を合わせて5,337万7,000円を計上しております。

次に、12ページから15ページの第2目かもきみの湯運営費では、修繕料及び第1源泉深井戸水中ポンプ改修工事等を合わせて4,538万9,000円を計上しております。

次に、同じく第3目財産管理費では、組合の施設整備等に係る経費としてごろごろ広場汚水排水ポンプ改修工事費、財政調整基金及び環境整備基金の各積立金の合わせて1億4,686万5,000円を計上しております。

次に、同じく第4目公平委員会費では、公平委員3名に関する報酬等の経費2万4,000円を計上しております。

次に、同じく第2款総務費、第2項監査委員費の第1目監査委員費では、監査委員2名に関する報酬等の経費20万6,000円を計上いたしております。

次に、予算書16ページから17ページの第3款衛生費、第1項清掃費の第2目し尿処理費では、アクアセンターのし尿処理に関する経費11億1,296万8,000円を計上しております。

次に、同じく第4款予備費、第1項予備費の第1目予備費では、1,000万円を計上しております。

以上、大変簡単でございますが、令和6年度奈良県葛城地区清掃事務組合一般会計予算の概要をご説明申し上げます。何とぞよろしくご審議の上、適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（南満） これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。15番川田議員。

○15番（川田裕） 15番川田です。

まず、予算書の17ページをお願いしたいんですが、そちらの目2し尿処理費、その中でし尿運搬投入業務委託料というのがございます。これが先ほどから仲本議員も質問いただいております件なんですけど、まずお聞きしたいのが中継基地からアクアまでのし尿の運搬についてを全般的にお聞きします。

まず1つは、先ほども話が出てましたが、逸失利益の超過支出について、し尿運搬業務の業者に対する逸失利益の超過支出があったことが発覚してるわけですが、その対処について現在の見解を示していただきたい。

まず、次に2番目が、し尿運搬に係る単価について、これは特別委員会でもかなり調査をさせていただいてるんですが、これまでのし尿運搬業務について、覚書の根拠により委託契約をされてきたわけですね、覚書によってそれに準じていわゆる随意契約を行ってたと。その単価も覚書にあるものを使われてたわけですが、実質のこれは補償に当たってるわけですね、覚書の内容からいったら。その単価は大幅に、これ、見直さなければならぬと思うんですけども、現在その積算根拠も分からないわけですよ。だから、それがもう言い出して、これ、1年ぐらいたちますので、そのあたりはどのような考え方なのかお示しいただきたいと。

3番目に、中継基地からのし尿運搬業務の契約についてお聞きしたいと思います。

委託業務は、これ、指名制による随意契約であると、こう鑑みるわけですが、特別委員会において、これ、競争性及びその代替えとする運搬能力の有無の調査を、これ、行ってきてるわけですね。これ、今もう2月ですからもう来月までには契約を行わないといけないと思うわけですが、当然に今まで調査をやってきました。その代替業務をする能力の確認のほうもご報告をさせていただいております。当然それは指名対象になってくると思うんですけども、そのあたりの見解をお示してください。

以上、3点をお聞きします。

○議長（南満） 管理者。

○管理者（東川裕） まず、逸失利益と言われる超過支出についてでございます。

これにつきましては、本組合の顧問弁護士に相談させていただきましたらそれは一年一年の契約だからなかなか返してもらうのは難しいというようなお答えでしたけれども、違う話によりますとそれは返してもらえる可能性もあるんだという情報を頂きました。これにつきましては、今当組合の顧問弁護士さんと、アポイントを取っております、それを

明確にしたいというふうに思っております。いずれにしましても、この件につきましても次の契約の際にはもう外せよという対象になろうかなというふうに思います。

2つ目、し尿運搬の単価についてご質問をいただきました。

これも大変時間がかかってあれですけども、積算根拠について業者に求めておりますが、今の段階で返っていないというのが現実でございます。これにつきましても、積極的にこちらからアポイントを取ってどういうことかというような話はさせていただきたいというふうに考えております。

それと、中継基地からのし尿運搬業務の契約でございますけれども、これについても今委員会の中でいろいろとお調べをいただいた内容は把握いたしております。その運搬能力、安全性、そういったものが担保できるのであればその対象になり得るというのはそのとおりだというふうに思います。ただ、新しくその業者さんが入ってくるということについては、許認可をどうするかというようなこと、私も今はっきり頭がないんですけども、新しい業者さんが入るということについてはしっかり考えないといけないかなというふうに思っております。ただ、既存の中継槽を持っておられるところで収集して自分のこのタンクに入れてるといところの人がそのままここへ持ってくるといのは、基本的に、御所もそうなんですけど、問題ないのかなという気はいたしております。これにつきましては、私一人の意見ではなかなか難しいので、この辺はそれぞれの首長さんと連携させていただきながら詰めていきたいというふうに思ってます。

○議長（南満） 15番川田議員。

○15番（川田裕） 丁重なご答弁ありがとうございます。

まず、1番目の逸失利益につきましてなんですけど、ここは前にも、これ、ご指摘させていただいたかもしれませんが、契約書によってやってるから問題ないんだって言うけど、どんな契約でもこれは、地方自治法234条ですか、によって契約をしなけりゃならないと、こうなるとるわけですね。だから、それ、契約なしでやる委託業務なんかあり得ないわけでありまして、ただし覚書の内容がそのまま契約の内容になってたっていうところが問題でありまして、これは以前にも調べさせていただいた内容ですが、契約をする前に職員から起案書が上げられてますよね、その起案書を開示請求を全部かけて確認をしましたが、令和2年度までは、ごめんなさい、令和元年度までですか、覚書の第1項第1号の規定する代替業務として下記2社に平成15年度より委託業務をしているところだと、ついてはこの年も委託契約をしてよろしいでしょうか、この起案内容なんです。だから、覚書の内容でやってるっていうことがここに書いてあるわけですね。だから、それは、1社に対して8,000万円以上もう払ってるわけですから覚書はもう無効になってるはずなんですよね。それをいつまでもこれでやってるっていうことは、そこは違法性があると思っておりますので、その確認もまたお願いをしておきたいなと思います。

次に、し尿運搬に係る単価、単価も、これ、その今の既存の任せてきた業者に聞くんじゃないくて、例えば今市長がおっしゃってました、御所さんもそうですよね、安くなってるわけでしょ、独立されてますけどね。この組合の中でも、管理者からもお話があったけど

も、じゃあ香芝市が脱退するって言ったらどうなるんだ、単価がみんなばらばらになるわけですよ。だから、そこは、地域の遠いところもあれば近いところもあるので、今までどおり組合の中でそれはやってあげないと若干首長さんの意見で混乱が出るのではないかなと。それは、もう了承したので、その方向でいいですよってということで進めてきてるわけですよ。その単価が、その今の地元の業者さん、みんな収集をやっておられますから、それ、聞いたらいいだけの話じゃないんですか。お伺い、調査して、やってもいいと、僕もその調査をやってたんですが、議員がやっぱり価格のことまで調べるのは、それは適さないと思って価格は一切聞いてないんですよ。だから、そこは組合側で聞けば簡単に答えてくれると思いますので、その辺の調査をお願いしたいのがどうかということでご答弁いただきたいなど。

3番目のこれは、地域で今現在収集されてるところをやっていただくのは当然の姿じゃないかということで今管理者からもご答弁いただいたんですけど、今僕がずっと回ってきて特別委員会の調査でずっとやってきた中で聞く声が、自分たちが収集したし尿なんですよ、これ、汗水流して働いて業務としてやっておられるんですけど、それが丸々持っていかれるわけですよ、違う業者に、それ、あり得ないでしょと。御所市さんも多分その意見、同じだったと思うんですね。ほかの業者も複数の業者さんがそういう意見を強く強く今おっしゃっておられまして、だってそれ、奪われてしまってるわけですよ、仕事自体が。本来だったら収集をしてそのままアクアまで持ってきたらいいと、ただ10トン車で来なけりゃいけないっていう制約があるので、それさえ可能だったら別に何ら問題ないわけですよ。だから、その点について、これは今年度からそういったところをちゃんと、聞いてあげないといけないんですけど、もしする意向があるのであればそういったところも指名の中に入れていくということも可能じゃないかと、この点を確認させていただきたいと思います。

○議長（南満） 管理者。

○管理者（東川裕） 覚書の内容で契約してるというようなことはそのとおりだというふうに思います。これにつきましては、再度申しましたように顧問弁護士と打合せをさせていただきたいというふうに思っております。

それと、単価の積算根拠等について、今議員のほうからありましたように既存の業者さんのところにいろんな調査をするということは、それも含めて、これは各首長さんとかなりやっぱり連携をしっかりとしないといけないというふうに思いますので、その辺は運営協議会の中でしっかりと進めさせていただきたいというふうに思います。その上で、どこにやっていただくか、いわゆる指名をするというようなことについても運営協議会の中でも調整をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（南満） 15番川田議員。

○15番（川田裕） 会議規則、3回目なのでこれを最後の質問としたいんですが、しっかりとそれ、また特別委員会もまた開きますんで、そこでまたご報告いただければと思います。

これ、今3番目に聞きました地元の業者さんとかの意向調査というのも当然やっていただくのは当たり前なのですが、これ、言い出してからもう約1年たってるんですよ。いつも他の首長さんとかとおっしゃいますが、これ、今こっち、特別委員会として何か方針も何もないのに全部やってるわけですよ。これ、本来運営協議会の皆さんが動く仕事じゃないんですか、それは、何か他人事みたいにならざるを得ないんですけどね。公共団体を代表して出てきていただいているんだったらやっぱりその経費面に関しても、ここ、調べたらそんな難しいことじゃなかったですよ。意外と行っても、行ったら何か断られるのかなと思ってたけどちゃんと説明もいただけるし、きっちり調べることもできてきてるので、もっと自分で動いてくださいよ。何もせんといつもええとかあかんとかばかり言うんじゃない、自分で調べたら一番よく分かりますから、そこをいつも管理者ばかりに、1人に何か押しつけてるみたいになってますけど、本当に管理者は一生懸命頑張っているんで、そこは切にお願いをしておきたいなと思います。

質疑を終わります。

○議長（南満） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南満） 質疑もないようでございますので、これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南満） 討論もないようでございますので、これより本件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南満） ご異議なしと認めます。よって、本件を原案どおり可決することに決しました。

○議長（南満） 議事進行上、しばらく休憩いたします。

午後2時52分休憩

午後3時 8分再開

○議長（南満） お待たせをいたしました。休憩を解き、会議を引き続き続行いたします。

お諮りいたします。ただいま組合議会の随意契約及び委託料支出調査特別委員会川田裕委員より議会議案第1号汚水処理事業の効率的かつ持続可能な事業運営に関する意見書について及び議会議案第2号奈良県葛城地区清掃事務組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、また10番森本尚順議員より議会議案第3号奈良県葛城地区清掃事務組合議会随意契約及び委託料支出調査特別委員会条例の一部改正についてが提出されました。

この際、日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南満） ご異議なしと認めます。よって、この際、議会議案第1号外2件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

追加日程第1 議会議案第1号 汚水処理事業の効率的かつ持続可能な事業運営に関する意見書について

○議長（南満） 追加日程第1、議会議案第1号汚水処理事業の効率的かつ持続可能な事業運営に関する意見書についてを議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案者の説明を求めます。15番川田議員。

○15番（川田裕） 議会議案第1号の提出理由を申し上げます。

提案理由といたしまして、奈良県に対して今後汚水処理事業の効率的かつ持続可能な事業運営の確保に向けた支援の充実強化を図るよう強く要望するための本意見書を提案するものであります。

その内容といたしまして、県浄化センターにおいては既にし尿2次処理水の受入れが行われているが、上記奈良県汚水処理事業広域化・共同化計画において検討事項として挙げられているし尿希釈水の受入れ条件の早期決定を行うこと、もう一つがし尿処理施設の整備に係る県内各市町村の共同化枠組みについて下水道処理計画の抜本的合理化と課題の整理から財政的な支援をすることです。これにつきましては、先ほど管理者からも説明がございましたが、あと20年ということであり、次のものにつきましては、下水のほうに直接接続をし、希釈水と混ぜてそれを放水するという形が全国でも広がってきております。これは現在知事が進められております少子化等の施策についても財政的にも大きく寄与をするものであると考えられるため、意見書を提出するものでございます。

以上です。

○議長（南満） これより質疑に入ります。

ご質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南満） 質疑もないようですので、これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南満） 討論もないようでございますので、これより本件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南満） ご異議なしと認めます。よって、本件を原案どおり可決することに決しました。

追加日程第2 議会議案第2号 奈良県葛城地区清掃事務組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

○議長（南満） 次に、追加日程第2、議会議案第2号奈良県葛城地区清掃事務組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案者の説明を求めます。15番川田議員。

○15番（川田裕） 議会議案第2号の提案理由を説明いたします。

随意契約及び委託料支出調査特別委員会をこれまで5回開催しておりますが、現在の組合議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例では特別委員会の委員には報酬が支払われないようになっているため、今後は議員報酬を支払えるようにするため、今回本条例の一部改正案を提出するものであります。

また、この内容につきましては、一般の議会であれば月額制での報酬ということで規定されてますがこの組合議員の場合は日当制になっておりますのでその他で、のものを追加いただきたい、このような旨で委員会としては全員一致で可決しております。よろしく願いいたします。

○議長（南満） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。2番藤井本議員。

○2番（藤井本浩） 私も先ほど冒頭の挨拶の中で約5年間この議会を離れていたということで、知らない部分が多いということをもっとお願いした上で質問させていただきたいと思います。

先ほどから特別委員会のほうでかなり熱心にやられてる、また管理者のほうからも特別委員会の答申というんですか、結果を待つてというような言葉もあるようにかなり重要視されてるということで、熱心にやられているということについては理解を示したいというふうに思います。ただ、この提案理由の中にもございますように5回を開催したと、この時点になって報酬を求めるというんですか、規定化していこう案件でございます。一般的な形で考えるとやはりそれであるならば当初からあるべきだろうし、ここへ来てということについてはもう少しご説明もいただきたいし、流れる的には世間受けしない、世間受けしないっていうんかな、私はそのように思いますので、純粋な目でお話をさせてもらってますけど、ご説明を求めたいと思います。

○議長（南満） 15番川田議員。

○15番（川田裕） ご指摘ありがとうございます。

まず1点目に、5回開催しましてなぜ現在にこういうものの提出があったかということですが、正直に申し上げまして報酬規定の策定を忘れてまして、口座振込ですから入ってるもんだらうと思ってたんですが、実はこの規定を見たところ特別委員会は明記されていなかったということでもあります。大体地方自治法204条第2項においては条例に定めない限りはいかなる支出もしてはならないと、このように規定されておりますので、今回お願いする趣旨でございます。

以上です。

○議長（南満） よろしいですか。

○2番（藤井本浩） 忘れてたって言われたら、はい。

○15番（川田裕） 忘れてたというか、あるもんやと思ってたんです。

○議長（南満） ほかございませんか。12番仲本議員。

○12番（仲本博文） 私もこの条例制定のときはこの場におったわけなんです。それで、今藤井本議員より言われたとおりなぜそのときに出してもらえなかったのかということなんですけど、忘れてたと言われたらそれきりで終わるかと思うんですけども、それが1点と、それとこの今報酬がもし決定した場合に今までしてきたことに関してもどうしていくのか、それ、多分この会議をするときに議長も多分同席しとると思うんですけどこの辺をどのように考えておられるのか、もし考えることがあったら教えていただきたいと思います。

○議長（南満） 15番川田議員。

○15番（川田裕） 今この報酬の規定が仮に可決した場合という仮定をした場合、次の委員会から報酬を払うということしかできません。遡及適用はできない旨、そこは、規定したらできるかもしれませんが、それはしないということで判断しております。委員会の報酬規定の並び方も、現在の報酬規定であれば議長幾ら、副議長幾ら、議員が幾らと1万円、8,000円、7,000円になってたと思います。その額を適用させていくわけですが、あくまでも議員としての活動でありますので議員に関しては一番下位の、委員長とかは関係なくして7,000円ということに、それに規定を合わすということでございます。議長はもともと規定がございましたので議長は1万円ということになります。これはいらうつもりはございませんのでこのままいきたいと、このように考えております。

○議長（南満） 議事進行上、休憩いたします。

午後3時18分休憩

午後3時19分再開

○議長（南満） 会議を続行いたします。10番森本議員。

○10番（森本尚順） この条例が改正された場合費用負担はどうなるのか、それと今仲本議員が言われました、オブザーバーで議長は入っておられるわけですよ、その報酬も川田議員が言われたように1万円を議長に払うということでよろしいでしょうか。

○議長（南満） 15番川田議員。

○15番（川田裕） あくまでも特別委員会の委員長としての解釈でしか示せないわけですが、この規定を読む限りは支払わないということにはできないと思います。辞退されるということは寄附になるわけですから、ここの議長は今御所市さんの議長がなっていたので寄附行為は公職選挙法に抵触するということもありまして、それはちょっと難しいかなと、このように思慮いたします。

費用負担は、これはあくまでも一般会計の歳入歳出予算からの支出となるということでございます。

○議長（南満） 森本議員、よろしいですか。

ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南満） これにて質疑を打ち切ります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

○議長（南満） はい。

○10番（森本尚順） ここ、ちょっと戻るかも分からないんですけどね……。

○議長（南満） 議事進行上、休憩いたします。

午後3時20分休憩

午後3時22分再開

○議長（南満） 休憩を解き、再開をいたします。

再度説明を求めます。15番川田議員。

○15番（川田裕） 解釈云々と言いますが、オブザーバーだからとかオブザーバーじゃないとか、そういうことじゃなくて、労働報酬の規定っていうのはいわゆる拘束している時間があるかどうかなんです。これは国のほうからの資料でも示されております。だから、実際に仕事をどれだけしたのかとかしてないのかということが規定じゃなくて、そのことによって、これも特別委員会からの出席要請でオブザーバーとして出席いただきますので、いわゆるその拘束性が出てくるわけですからその拘束性をもって当然それは適用になると、これは当然のことだと思います。逆にできないということになればその説明を求めたいと思います。

いやいや、説明せんでいい。

○議長（南満） ただいま説明のほうを追加でしていただきました。この件につきましても併せて、皆様方、ほかにご質疑等ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南満） ないようでございますので、打ち切らせていただきます。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

反対ですか、賛成ですか。

○10番（森本尚順） 反対です。

○議長（南満） 10番森本議員。

○10番（森本尚順） 議会議案第2号奈良県葛城地区清掃事務組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について反対の立場から討論いたします。

本議案は、特別委員会の委員について会議の出席した日数に応じて議員報酬を支給する旨の改正であります。まず、現在の特別委員会は奈良県葛城地区清掃事務組合議会随意契約及び委託料支出調査特別委員会の1委員会ですが、今後新たな特別委員会を設置

される可能性は否定できません。特別委員会が増えることで会議回数も増加し、支払われる議員報酬の金額もそれに比例して増加することとなります。この議員報酬が組合運営経費から支出されるということは、現在特別委員会のご尽力もあり削減することのできた各市町の分担金についても議員報酬を支給するために再び増加してしまう可能性があると考えます。また、特別委員会は、葛城地区清掃事務組合における特定の事件をより詳細に調査するために設置されます。特定の事件に疑義があり調査を行うことは組合議会議員として当然の役割であり、現在においても定例会、臨時会及び議長の招集する会議の場合であれば議員報酬は支給されていることを鑑みれば、それに加えて特別委員会の報酬をもらうのは組合議会議員の役割を考えるとその趣旨から外れるものではないかと考えます。

以上の観点から本議案については反対といたします。

○議長（南満） ほかにございませんか。2番藤井本議員。

○2番（藤井本浩） 私も反対の立場で討論させていただきたいと思います。

先ほど質疑の中で申し上げたように、大変熱心に、またその役割を果たされているということについては強く感謝を申し上げたいと思います。しかし、5回開催をされて今回この途中で出されるということになりました。今討論にもございましたけども、今後また特別委員会の設置があるかも分かんないです。私が考えるのは、やはり報酬として、この場合は日当、日割りということになるわけですけども、まずこの特別委員会、一生懸命やっていたら答申を出されて、条例というもののそのもの自体を組織として変更するというところを出していただきたいなど、この途中で出すということについて私は違和感を感じておりますので、反対をさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（南満） ほかにございませんか。16番中谷議員。

○16番（中谷一輝） すいません。賛成の立場で討論させていただきます。

この奈良県葛城地区清掃事務組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてなんですけれども、今まで特別委員会等が開かれていなかったと記憶しているんですけれども、そのためにこの規定、臨時議会の会議だけであって特別委員会っていう規定が抜けていたと。今回特別委員会が設置されて見直したところ、この規定がなかったことが発覚し、その規定を加えるということです。その特別委員会で委員をされてる方はその都度時間を割いてしっかり調査していただいていますので、それに対してはそれに見合う報酬は必要であると考えますので、賛成とさせていただきます。

以上です。

○議長（南満） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南満） ないようでございますので、これより本件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

賛成多数でございます。よって、本件は可決されました。

追加日程第3 議会議案第3号 奈良県葛城地区清掃事務組合議会随意契約及び委託料支出調査特別委員会条例の一部改正について

○議長（南満） 次に、追加日程第3、議会議案第3号奈良県葛城地区清掃事務組合議会随意契約及び委託料支出調査特別委員会条例の一部改正についてを議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案者の説明を求めます。10番森本議員。

○10番（森本尚順） 奈良県葛城地区清掃事務組合議会随意契約及び委託料支出調査特別委員会の条例の一部改正についてご説明申し上げます。

し尿運搬投入業務の随意契約や委託料等の支出の適正については構成市町全てに関わる重要課題であるため、現在のように限られた市町の議員だけではなく構成市町の議会の議員のうちからそれぞれ1名を選出できるように改め、より一層本特別委員会での検証を充実させるために改正を講じるものです。

改正内容といたしましては、第2条に委員会の委員の定数を4人から8人に変更し、構成市町の議会の議員のうちからそれぞれ1人を選出することに変更いたします。次に、第2条に第2項を追加し、委員に欠員が生じたときはその欠員の生じた構成市町の議会において速やかにこれを選出する旨を加えます。

以上、議員各位におかれましては、提案の趣旨にご賛同賜りますよう何とぞよろしくお願いいたします。

○議長（南満） これより質疑に入ります。

ご質疑はありますか。15番川田議員。

○15番（川田裕） 質問をさせていただきます。

先ほどの報酬規定のときでもこの報酬を払わなきゃならないかどうかということですが、今現在特別委員会を開催しまして、これ、5回やってきてるわけですが、少数精鋭ということで、全然それで事足りとるわけですね、報告もちゃんと議会でさせていただいておりますし。先ほどの理論からいったら、報酬を加えるのは駄目なんだと言うて、これ、人数を増やしたら報酬が増えるじゃないですか、その点についてのご見解を示していただきたい。

○議長（南満） 10番森本議員。

○10番（森本尚順） 人数が増えるというのはありますけども、先ほども説明いたしましたけども、例えば高田市は分担金を一番多く支払いさせていただいておりますし、下水の普及も遅れてるという部分もあるんですが、4人から8人になると当然費用も増えるじゃないかということはよく分かります。でも、やはり議員の4人よりも8人で公平に議論をしていただいて、そしてまた、今回も私どもの大和高田市からはなぜか委員が選ばれてなかったので、川田先生が委員長をされて、またあと残りの3市町の委員さんがいろいろ5回もしていただいているということも今日川田先生とお話するまでは、ご苦労されているんだなということもあったんですが、そういったところで、やはりそういう情報もなかなか入ってこないということもありますので、今回4市4町の各1人ずつが出るほうがいろんな議論もあっていいのかなということですよ。

○議長（南満） 15番川田議員。

○15番（川田裕） 苦しい答弁ありがとうございました。僕は別に人数を増やすことに対して反対ではないわけですが、先ほど報酬、報酬、報酬って言われるので、それだったらちょっと矛盾してるんじゃないかなということでお聞かせいただいた次第であります。

以上です。

○議長（南満） すいません、議事進行上、休憩いたします。

午後3時33分休憩

午後3時36分再開

○議長（南満） 会議を再開いたします。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南満） ないようでございますので、質疑を打ち切らせていただきたいと思います。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南満） ないようでございますので、これより本件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。賛成、賛成の方。

ありがとうございます。賛成多数でございます。よって、本追加案件に関しては可決されました。

以上で日程は全て終了いたしました。地元との協議ほかに関し管理者から報告があります。管理者。

○管理者（東川裕） それでは、報告について2件ございます。

まず初めに、地元との協議についてご報告いたします。

まず、葛城地区自治連合会と今後のアクアセンターの運営に関して協議を続けてまいりましたが、昨年10月2日付で葛城地区自治連合会と今後のアクアセンターの運営に関して協定書を締結いたしました。主な内容といたしましては、今後も継続してアクアセンターを利用して運営するのであれば建設予定のない組合建て替え用地について御所市と協議しながらこの地域の自然を生かした地域活性化計画の2028年度中の実現に向けて組合は御所市に用地の協力をすること、もう一つはアクアセンターの運営については2043年3月31日を期限とし、アクアセンターの在り方について2033年度以降に協議をスタートすることとなっております。地元としては、20年後についてはアクアセンターの継続をやめてほしい思いを強くお持ちでございます。つきましては、アクアセンターの今後の運営課題として、建て替え用地について、アクアセンターの解体費用について、し尿

処理行政の奈良県への要望についてが現時点で私自身課題として考えております。今後これらの課題について運営協議会で協議を重ねて、その結果を本議会に報告させていただきたいと思っておりますので、組合議員様はじめ各市町の首長のご協力をいただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

以上、地元との協議についてご報告申し上げます。

次に、市道98号線維持管理の覚書の締結についてご報告いたします。

御所市と協議を重ねた結果、昨年9月1日付で御所市と市道98号線の維持管理について覚書を締結いたしました。内容については、国道24号からアクアセンター入り口までは組合で管理し、そこから山麓線までの市道部分については御所市で管理する内容となっております。

以上、市道98号線維持管理の覚書の締結についてご報告を申し上げます。

以上でございます。

○議長（南満） ただいま管理者より2点報告がございました。この件につきましてご質問等はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南満） ないようでございますので、報告につきまして終了いたします。

以上で日程は全て終了いたしましたので、会議を閉じることといたします。

議員各位におかれましては、慎重審議を賜りまして厚く御礼を申し上げます。

○議長（南満） 管理者の閉会の挨拶がございます。管理者。

○管理者（東川裕） 本日は大変お忙しい中、組合議会定例会にご出席をいただき、ご提案申し上げました案件につきまして慎重審議の上、各種ご決定を賜りましたこと、厚く御礼を申し上げます。

皆様方には組合運営に関しまして、今後とも格別のご協力をお願い申し上げますとともに、私どもも本組合発展のため誠心誠意取り組んでまいることを申し上げ、閉会の挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

○議長（南満） これをもって本定例会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

午後3時41分閉会

本会議録の正当なることを証明するため、ここに署名する。

議 会 議 長 南 満 ④

署 名 議 員 藤井本 浩 ④

署 名 議 員 仲 本 博 文 ④

